

人権啓発推進指導員のコーナー

子どものSOSを受け止めて

2020年3月から約3か月間、日本全国の学校が休校になった。その後、再開するも「新しい学校生活様式」に従っての生活、行事の中止、部活動の制限、「黙食」など子どもたちにとっては、ひたすら我慢の日々が丸2年となる。

文部科学省が行った全国調査では、令和2年度の不登校児童（小・中学校）19万6千人で前年度比8.2%増、自殺者（高校生含む）415人で過去最多となっており、「きわめて憂慮すべき状況」と報告されている。国立成育医療研究センターの調査では、高校生の30%に中等度のうつ症状の傾向が見られ、小4以上の6%が「ほとんど毎日、自殺や自傷行為について考えた」と回答している。

こんなとき、保護者や周りの大人はどう子どもに向き合えばいいのだろうか。専門家は、「まずは、子どもの気持ちをよく聞き、共感することだ。」と言っている。意識的にコミュニケーションを密にすることでSOSも察知しやすくなる。

子どもにとって「今」しかできないことが失われ続けている。ストレスは、風船のように膨らんでいるかもしれない。大人に余裕がないと、子どもから話しかけたり相談したりしにくい。おなかの底から笑う、思いきり走り回る…。何か一つ、大人も一緒に楽しむことから始めてみては。

（北村）

路線バスでの出会い

先日、路線バスに乗りました。このバスは、車椅子の人も乗車できる低床バス（ノンステップバス）です。運転手さんが「次のバス停で車椅子の方が乗車されます」とアナウンスが流れます。バス停に着くと、運転手さんが「しばらくお待ちください。」と伝えます。

運転手さんは移動し、なかほどに座っている乗客の方に移動していただき、車椅子を設置するためのスペースを確保します。そして、バスを降りて乗車扉の下に設置してあるスロープ鋼板で傾斜をつくって車椅子の方を乗車させます。その後、備え付けのベルトで車椅子を固定します。私は何もわからず手伝うこともできず、ただ見ていただけでした。

このバスに乗車していた方は、この光景をどう感じたでしょうか。「よく考えられているバスだ」「これなら車椅子の方でも大丈夫」「急いでいるから早くしてほしい」など、いろんなことが頭の中によぎります。

昨年、東京パラリンピックが開催されました。たくさんの感動のドラマを眼にしました。そこから、自分の身の周りに眼を向けた時に、自分にできることは何かと考えてみました。

共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。そのためにも、自分の周りにも気を配って、人の困りごとや痛みを感じること。そして、自分自身の遠慮や無関心から、何ができるかを考えていくことが最初の一歩だと思います。

車椅子バス乗車。この光景が日常の光景になればと思います。（堀内）

ココロンセンターライブラリー紹介！

人権問題に関するおすすめの書籍、まんが、絵本、DVDです。ぜひ、ご利用ください。

「みえるとか みえないとか」 著者：ヨシタケシンスケ 発行所：アリス館

「りんごかもしれない」「もうぬげない」など独自の世界観とユニークな発想で大人気のヨシタケシンスケさんが描く“ちがい”を考える絵本です。

宇宙飛行士の「ぼく」の仕事は、いろんな星の調査。これまでにも、空を飛ぶ人の星、口のなが~い人の星などに行ったけど、今度はうしろにも目がある人の星。

目が2つしかないぼくに、「ふべんじやない？かわいそう。」歩き始めると、「みんなよけてあげて～！」“みえかた”がちがうだけなのに、すごく気を遣ってくれてへんな気持ち。

生まれつき後ろの目だけみえない人に会って、ちょっと安心。彼は「いいなあ、地球。後ろがみえないのが“あたりまえ”なんでしょう？」とうらやましそう。次に、生まれつき目のみえない人に遭遇。みえない人のみえ方を教えてもらいました。

こうしていろいろな星の人たちと出会いながら、「ぼく」が考えたこととは？



「目の見えない人は世界はどう見ているのか」 著者：伊藤亜紗 発行所：光文社

ヨシタケシンスケさんが、「みえるとか みえないとか」を書くきっかけになった「目の見えない人は世界はどう見ているのか」も配架中。

私たちが外界から得る情報の8～9割は、視覚に由来していると言われる。では、視覚を取り除いてみると身体はどうなるのだろう？世界のとらえ方は？

本書は福祉問題を扱った書物ではなく、あくまで身体論であり見える人と見えない人の“ちがい”を丁寧に確認しようとするものです。美学と現代アートを専門とする晴眼者としての著者が、当事者やその関係者のインタビューとワークショップなどを通じて互いの世界を言葉にしていきます。

第4章「言葉—他人の目で見る」では、見えない人の美術鑑賞“ソーシャルビュー”的おもしろさを教えてくれており、参加してみたくなります。ぜひ、二冊併せて読んでみてください。



「ココロンセンターだより」No.87

発行：令和4年3月 福岡市人権啓発センター

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号健康づくりサポートセンター(あいれふ)8階 TEL092(717)1237 FAX092(724)5162
E-mail:jinkenkeihatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

ココロンセンター 福岡 検索



TEL092(717)1247(人権啓発相談室では人権問題に関する相談及び、研修会や学習内容に関する相談を受け付けています)

法務省委託事業

令和4年3月（春季号）No.87 福岡市人権啓発センター

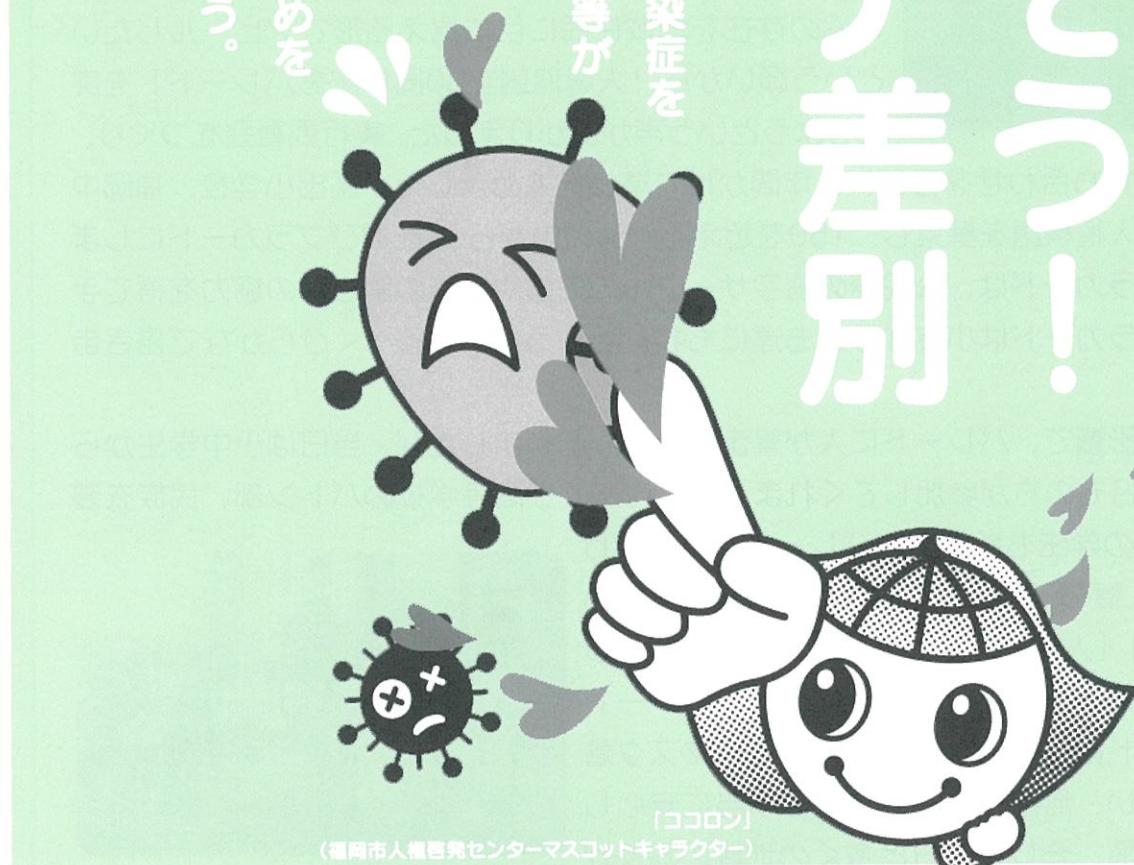
CONTENTS 「主な内容」

- なくそう！コロナ差別 1P
- 馬出校区「人尊協創立30周年記念パレード」 2P
- 第40回 全国中学生人権作文コンテスト 福岡県大会 最優秀賞 3P
- 人権啓発推進指導員のコーナー、おすすめ作品の紹介 4P



なくそう！コロナ差別

新型コロナウイルス感染症を理由とした心ない言動等が広がっています。冷静な行動、助け合い、支え合いの「ココロで不当な差別・偏見・いじめをみんなでなくしましょう。」



（ココロン）

～ひとりで悩まずにご相談ください～

みんなの人権
110番 0570-003-110

ゼロ ゼロみんなの ひらくとおばん

福岡法務局／福岡県人権擁護委員連合会／福岡市
／福岡・筑紫地域人権啓発ネットワーク協議会



『人権の町 馬出』をアピールできた『人尊協創立30周年記念パレード』

～馬出校区人権尊重推進協議会～

馬出校区は最近多くのマンションが建設され、若い世代も増えてきました。外国語学校が2校あることもあり、外国人の学生や働く人々も多く見られます。外国の方が地域の夏祭りや運動会に参加したり、地域住民が外国語学校の行事に参加したりと外国の方との交流も積極的に行ってています。

馬出校区には、“人権の町 馬出”のスローガンを町づくりの中心に据え、いろいろな取り組みを行ってきた長い歴史があります。こうした歴史を受け、馬出校区人権尊重推進協議会は、1991年（平成3年）5月に設立されました。毎年5月に校区独自の「馬出校区人権尊重啓発週間」を設け人権啓発ポスターを校区に掲示する等広報活動や講演会活動に熱心に取り組んできました。また40年間続いた「馬出五者合同研修会」は馬出ならではの特色ある取組でした。保育園、小学校、中学校の教育機関と地域団体、そして人尊協のメンバーが、人権についてじっくりと話し合い、その成果を教育活動や生活の中に生かしてきました。長きにわたり校区の人権意識向上に大きな役割を果たしました。



人尊協が30周年を迎えるにあたり、人権の大切さと人尊協の存在を地域住民に目に見える形でアピールしたいという願いから「人尊協創立30周年記念パレード」を実施しようという声が上がりいました。実行委員会をつくり、東警察署と何度も打ち合わせを行い、1年間かけて準備を進めました。馬出小学校、福岡中学校の児童生徒に人権標語を募集し、150を超える応募の中から36を選びプラカードにしました。横断幕やプラカードは、公民館の習字サークルの先生や地域の皆さんの協力を得て手作りしました。プラカードは小さな子ども達にもわかるように、なるべくひらがなで書きました。

コロナ感染症の影響で、パレードに人が集まるかを心配しましたが、当日は小中学生から高齢者まで約300名の方が参加してくれました。博多女子高等学校のバトン部、民族衣装を着た外国語学校の学生も参加し、パレードを盛り上げてくれました。「人権の町 馬出」「たすけあうなかまがいるからがんばれる」「人権を尊重し人の多様性を認め合うまち」などのプラカードを掲げ、元気に校区をパレードしました。パレード直前に検温消毒を徹底し、マスク着用でパレードを行い、無事に終った時は本当に安心しました。準備の段階、そして当日と多くの地域の方々が協力して下さり、校区の人権意識の高まりを感じました。人尊協の歴史に新しい1ページを加えることができました。

これからも、「人権の町 馬出」の精神を受け継ぎ、人に優しい、住んで良かったと喜ばれる校区を目指して人尊協の取り組みを進めていきたいと思います。



第40回 全国中学生人権作文コンテスト 福岡県大会 最優秀賞 受賞作文

私たちの身近にある無意識の差別 筑紫女学園中学校 二年 渡辺 琴晴

みなさんは「感動ポルノ」という言葉を知っていますか？ 感動ポルノとは、オーストラリアのコメディアンでジャーナリストであり障害者活動家でもあるステラ・ヤングさんが作った言葉です。感動ポルノとは、簡単に言うと、身体障害者が物事に取り組み奮闘する姿が健常者に感動をもたらすコンテンツとして消費されていることを批判的にとらえた言葉のことです。

私は、あるとき、Youtube である番組の、体に障害を持っている人と健常者がいっしょに富士山を登るという感動的に仕上げたコーナーを見ていました。私は、最初は、障害を持っているのにも関わらず、こんなに頑張っていてすごい、感動的だなと思って見ていました。しかし、自分の中に一つの疑問が浮かびました。障害を持っている人と持っていない人で富士山を登るという同じ行為をしただけなのになぜこんなにも障害を持っている人には、すごいと言われるのか？ たしかに、障害を持っていない人と比べると、同じ山を登ることは、体に障害がある方にとってはハードルは高いです。しかし、私は、このことは、皆が無意識のうちに障害を持っている方を勝手に私たち健常者よりできないと見下しているのではないだろうかと思いました。だから私は今回、障害者について作文を書こうと思いました。

このことから、私たちは、無意識のうちに障害を持っている方を差別てしまい、結果、無意識のうちに障害を持っている方を傷つけてしまっているのではないかと思いました。誤解してほしくないのは、感動すること自体は悪くないです。しかし、感動の種類を間違ってはいけません。障害を持っている方を感動のための道具にしてはいけないということです。障害者活動家のステラ・ヤングさんもこのように言っています。「私は皆さんの感動の対象ではありません。」

もちろん、障害を持っている方が本当にすごいことを成し遂げた場合には、感動しますし、感動するべきです。しかし、ちょっとしたことを障害を持っている方がやっただけで過剰に称賛したり、感動したりすることは、たとえ善意であっても、その人を見下しているということになり、その人の自尊心を傷つけているということになります。

実際、そのような被害者の一人がステラ・ヤングさんです。彼女は、十五歳の時、地元コミュニティの役員から、コミュニティの功績賞に彼女をノミネートしたいと言われたそうです。その役員は、悪意など全くなく善意のつもりで言ったそうですが、彼女自身は、とても傷ついたそうです。彼女は、他の子と変わらず、ごく普通に暮らしていて、ただ障害があつただけなのに、ただ生きているだけすごいと言われるなんてとても馬鹿にしていると思うし、おかしいことだと思います。

このように私たちが善意のつもりでやっていたことが障害を持っている方にとっては、とても傷ついていたということに私は、とても驚きました。私が「感動ポルノ」という言葉を知るまでは、差別とは、全て悪意があってやるものだと思っていた。しかし、悪意がなく、たとえ善意だったとしても、さっき話したステラ・ヤングさんのように何もしていないのに称賛される、感動されるなどの本当に悪意がないものでも、その人を傷つけています。「悪意がなかったからいいじゃないか？」いいえ違います。差別もいじめと同じで、された側がいやだと思った側に悪意がなくても、もうそれは立派な差別だと思います。だから私は、いろんな人に差別は、悪意だけで起こることではないということを知ってもらいたいです。

私たちは無意識のうちに障害を持っている方を「感動ポルノ」にしてしまって、その人たちを傷つけてしまっていることがあります。しかし、傷つけてしまっているということをそもそも分かっていない人が多いのではないかと思いました。私も、最初は、傷つけてしまっていると思いました。だから、まずは、私たちが無意識のうちに傷つけてしまっているという事実を知ってもらうことが大事だと思いました。私たちの身近な所にも、障害者への無意識の差別は起こっていると思います。しかし、流されずに自分で考えるということを忘れずに行動していきたいです。

福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動の一環として、毎年、中学生を対象とした「全国中学生人権作文コンテスト福岡県大会」を実施しています。本大会は、今回で40回目になり、233校から41,382編にも及ぶ多数の応募がありました。

YouTubeの福岡法務局チャンネルでは、「最優秀賞」及び「特別賞」を受賞した作品と各賞を受賞した皆さんのインタビューの模様が紹介されていますので、是非アクセスしてください。

福岡法務局チャンネル <https://youtu.be/ZMmNe-toGPg>

福岡法務局のホームページでは、この動画で紹介されている「最優秀賞」及び「特別賞」に加え、「優秀賞」を受賞した全ての作品の全文を御覧いただけます。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/>

※動画の最後で御紹介されております「第40回全国中学生人権作文コンテスト福岡県大会作文集」をお求めの方は、福岡法務局人権擁護部までお問い合わせください。

電話番号 092-739-4151

